

## 議案第 34 号

専決処分事項の承認を求めることについて  
(日進市都市計画税条例の一部を改正する条例)

次の事項について、緊急執行を要したため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 17 日提出

日進市長 萩野幸三

### 1 提案理由

この案を提出するのは、地方税法等の一部を改正する法律の施行による地方税法の一部改正に伴い、日進市都市計画税条例の一部を改正する必要があるからであります。

### 2 主な改正点

地方税法の一部改正にあわせ、必要な規定の整理を行う。

専決第2号

専決処分の実施について

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のことを専決処分した。

記

日進市都市計画税条例の一部を改正する条例  
(別紙)

平成31年3月29日

日進市長 萩野幸三

日進市都市計画税条例の一部を改正する条例

平成 31 年 3 月 29 日  
 条 例 第 10 号

日進市都市計画税条例(昭和42年日進町条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則                      (法附則第15条第44項の条例で定める割合)                      2 法附則第15条第44項に規定する市町村の                      条例で定める割合は3分の1とする。                      (法附則第15条第45項の条例で定める割合)                      3 法附則第15条第45項に規定する市町村の                      条例で定める割合は3分の2とする。                      (宅地化農地に対して課する都市計画税の                      納税義務の免除等)                      16 法附則第15条第1項、第13項、<u>第18項、第                      21項、第22項、第24項、第25項、第27項、                      第32項、第44項、第45項若しくは第50項、                      第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適                      用がある各年度分の都市計画税に限り、第2                      条第2項中「又は第34項」とあるのは「若し                      しくは第34項又は法附則第15条から第15条の                      3まで」とする。</u></p>	<p>附 則                      (法附則第15条第43項の条例で定める割合)                      2 法附則第15条第43項に規定する市町村の                      条例で定める割合は3分の1とする。                      (法附則第15条第44項の条例で定める割合)                      3 法附則第15条第44項に規定する市町村の                      条例で定める割合は3分の2とする。                      (宅地化農地に対して課する都市計画税の                      納税義務の免除等)                      16 法附則第15条第1項、第13項、<u>第17項、第                      20項、第21項、第23項、第24項、第26項、                      第31項、第43項若しくは第44項、第15条の2                      第2項又は第15条の3の規定の適用がある各                      年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中                      「又は第34項」とあるのは「若しくは第34                      項又は法附則第15条から第15条の3まで」と                      する。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の日進市都市計画税条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第16項の規定の適用については、同項中「、第45項若しくは第50項」とあるのは「若しくは第45項」とする。